

診療記録の開示を申請する方へ

当院では、インフォームド・コンセントの理念を踏まえ、診療情報を積極的に提供することにより、患者さんが疾病と診療内容を十分に理解し、医療従事者と共同して疾病を克服するなど、医療従事者と患者さんとのより良い信頼関係を構築することを目的として、診療記録（カルテ）の開示を実施しております。

その際、プライバシーの保護及び診療上の支障が生じないこと等を確認したうえで診療情報を提供いたします。

開示申請の対象となる方

申請の対象となる方は、原則として患者本人に限ります。

ただし、以下に該当される方は、必要な条件を満たした場合に限り、特例として申請することができます。

1. 法定代理人（患者ご本人が未成年の場合や、審判により判断能力に欠くと認められる場合等）
2. 診療契約に関する代理権が付与されている任意後見人
3. 患者本人から代理権を与えられた親族及びこれに準ずる者
4. 患者本人が成人で判断能力に疑義がある場合、現実に患者の世話をしている親族及びこれに準ずる者
5. 患者本人が死亡されている場合の遺族（配偶者・子・父母及びこれに準ずる者）

開示の申請にあたって必要な確認書類等

必ず、開示申請される方が次の書類等をご用意のうえ、手続きしてください。

場合によって、追加書類の提出をお願いすることがあります。

注　：　以下よりダウンロードしてください。

診療記録（カルテ）開示申請書（PDF）

委任状（PDF）

申請者			確認書類
患者本人（１５歳以上）			本人確認書（注１） 当院書式の診療記録（カルテ）開示申請書
代理人	任意代理人	親族及び これに準ずる者 （患者本人が１５歳以上）	申請者の本人確認書（注１） 当院書式の診療記録（カルテ）開示申請書 患者との続柄が確認できる書類（注２） 当院書式の委任状（注３） 患者本人の本人確認書（注１）
		法律事務所 保険会社等	患者が存命の場合 申請者の本人確認書（注１） 当院書式の診療記録（カルテ）開示申請書 患者本人の本人確認書（注１） 患者の委任状または同意書（注３）
			患者が死亡している場合 申請者の本人確認書（注１） 当院書式の診療記録（カルテ）開示申請書 依頼人の本人確認書（注１） 依頼人の委任状または同意書（注３） 依頼人と患者との続柄が確認できる書類（注２） 死亡の事実が確認できる書類（注４）

法定代理人	親族および これに準ずる者 (患者本人が15歳未満)	申請者の本人確認書(注1) 当院書式の診療記録(カルテ)開示申請書 患者との続柄が確認できる書類(注2) 患者本人の本人確認書(注1)
	成年後見人	申請者の本人確認書(注1) 当院書式の診療記録(カルテ)開示申請書 患者本人の本人確認書(注1) 成年後見人の登記事項証明書または公正証書
ご遺族	親族及び これに準ずる者	申請者の本人確認書(注1) 当院書式の診療記録(カルテ)開示申請書 患者との続柄が確認できる書類(注2) 死亡の事実が確認できる書類(注4)

注1 : 運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、在留カード 等

注2 : 住民票、戸籍謄本 等

注3 : 患者の判断・身体能力の事情により委任状の作成が困難な場合は、患者の状態を確認できる書類(医師の診断書、障害者手帳 等)を提出。
当院受診継続中で患者の現状が確認できる場合は不要。

注4 : 住民票(除票)、戸籍謄本、死亡診断書 等 (当院で死亡した場合は不要)

料金

診療記録開示に係る手数料は、(1)開示請求手数料 と(2)開示実施手数料 の合計となります。
(消費税別途)

(1) 開示請求手数料

開示請求に係る件数1件につき10000円

(2) 開示実施手数料

2025年6月1日現在

診療記録の種別および交付媒体	開示実施手数料の額
診療記録の謄写（紙）	白黒（A4版）：1枚につき30円 白黒（A3版）：1枚につき40円 カラー：1枚につき50円
レントゲン・CT 等画像の複写 （CD-R、DVD-R）	1枚につき500円